

保険関係の一括

事業一括の要件

	要 件 等
有期事業の一括	■ 次の要件を満たす建設の事業または立木の伐採の事業である。 ① 事業主が同一である。 ② それぞれの事業が、有期事業である。 ③ それぞれの事業の規模が、次のとおりである。 概算保険料 160 万円未満であって、かつ、建設の事業では請負金額（消費税等相当額を除く）1 億 8,000 万円未満、立木の伐採の事業では素材の見込生産量 1,000 m³未満である。 ④ それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部または一部と同時に行われる。 ⑤ それぞれの事業が、労災保険率表における事業の種類を同じくする。 ⑥ それぞれの事業に係る労働保険料の納付の事務が一括事務所で取り扱われる。 ■ 厚生労働大臣の認可を受ける必要はない。
請負事業の一括	■ 労災保険に係る保険関係が成立している建設の事業が、数次の請負によって行われている。 ■ 厚生労働大臣の認可を受ける必要はない。
継続事業の一括	■ 次の要件を満たす事業である。 ① 事業主が同一人である。 ② それぞれの事業が、次のいずれか 1 つのみに該当する。 ・ 二元適用事業であって、労災保険に係る保険関係が成立している。 ・ 二元適用事業であって、雇用保険に係る保険関係が成立している。 ・ 一元適用事業であって、労災保険および雇用保険に係る保険関係が成立している。 ③ それぞれの事業が、労災保険率表における事業の種類を同じくする。 ■ 厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。